

## BBIQ オフィスWi-Fiサービス 利用規約

株式会社QTnet

2023年3月30日制定

株式会社QTnet（以下、「当社」といいます）は、この「BBIQ オフィスWi-Fiサービス利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、これにより「BBIQ オフィスWi-Fi」（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

### 第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下、「契約者」といいます）の、本サービスの利用については、本規約の規定が適用されます。

### 第2条（本規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む）ができるものとします。
  - （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

### 第3条（用語の定義）

本規約（別表を含む）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	当社と本サービス契約を締結している者
利用端末	利用者がクラウド型Wi-Fiサービスを利用するために使用する、Wi-Fi規格に対応した端末
Wi-Fi	業界団体（Wi-Fi Alliance）によって定められた、Wi-Fiアクセスポイントや利用端末を相互に無線で通信するための規格

W i - F i ア ク セ ス ポ イ ン ト 装 置 ( 以 下 、 「 A P 」 と い い ま す )	利用端末を相互に接続し、他のネットワーク（有線LAN等）に接続する無線装置
S S I D名	公衆無線LANサービスを利用する際に、利用者が接続するネットワークを識別するための識別子の名称
W i - F i ク ラ ウ ド	APの設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置

#### 第4条（契約の単位）

当社は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」の第3種契約（以下、「BBIQ」といいます）の契約者1回線につき、本サービスの契約を締結します。なお、1のAPごとに1の本サービスの契約を締結します。

#### 第5条（本規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む）ができるものとします。
  - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

#### 第6条（本サービスの内容、対象）

- 1 契約者は、本サービスに申込みことにより、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下、「Wi2」といいます）が提供する「クラウド型Wi-Fiサービス」をWi2が定める方法で利用することができるものとします。
- 2 当社およびWi2は、契約者に対しAP等を提供し、本サービス提供にかかる運営およびサポートを行います。

- 3 当社およびWi 2は、契約者に対する事前の通知なく、当社およびWi 2の判断により、本サービスの内容の変更または提供条件の変更を行うことができるものとします。
- 4 本サービスは、日本国内に所在する法人を利用対象者とします。契約者が日本国内から他国に対して、技術的な情報またはその他の情報等を送信する場合、契約者は技術輸出に関するまたはその他の諸法令を遵守しなければなりません。また海外に所在する法人は本サービスを利用することができません。

#### 第7条（利用申込の方法）

- 1 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 前項の申込みは、BBIQのうち、「プラスタイプ」または「オフィスタイプ」の契約者に限ります。

#### 第8条（申込の承諾、取消）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
  - (2) 契約の申込みをした者が、BBIQのうち「プラスタイプ」または「オフィスタイプ」の申込、または契約をされていないとき
  - (3) 契約の申込みをした者が、日本国内に所在する法人ではないとき
  - (4) 契約の申込みをした者が、本規約に同意されていないとき
  - (5) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
  - (6) 過去に本規約に違反したことがあるとき、もしくはその恐れがあるとき
  - (7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
  - (8) その他当社が適当でないと判断したとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第9条（本サービスの利用開始日）

当社が本サービスを利用するためのAP等を発送した日から起算して10

日後が利用開始日となります。

#### 第10条（最低利用期間）

- 1 本サービスについては、1のAPごとに最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第9条（本サービスの利用開始日）に定める利用開始日を含む暦月から起算して25か月間とします。
- 3 本サービスの契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別表3（途中解約料）に規定する額を支払っていただきます。ただし、本サービスのうち、別表1（月額利用料）に定める買取プラン指定の契約者の場合は、この限りではありません。

#### 第11条（AP等の取扱い）

- 1 本サービスを利用するためのAP等の所有権は、Wi2に帰属するものとします。ただし、本サービスのうち、別表1（月額利用料）に定める買取プラン指定の契約者の場合は、第7条（本サービスの利用開始日）に定める当社がAP等を発送した日をもって契約者に移転されます。
- 2 AP等に関する問合せは、別表4（提供機能・オペレーターによる受付およびサポート）に定める機能について、Wi2による受付およびサポートを提供します。
- 3 AP等は契約者にて設置することとします。

#### 第12条（保守）

- 1 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、当社またはWi2に調査の請求ができるものとします。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、当社またはWi2が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は前項の試験により設置されたAP等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社またはWi2の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者の利用端末等によるものであったときは、契約者はその派遣に要した費用を負担するものとします。この場合の契約者の負担額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 4 前2項の試験により設置されたAP等に故障があると判定した場合、AP等は郵送での機器交換対応となります。

#### 第13条（AP等設置場所の提供等）

当社が提供するAP等を設置するために必要な場所および電気（電源供給に掛かる設備使用に関する権利を含みます）は、契約者から無償にて提供していただきます。

#### 第14条（AP等設置場所の移転）

- 1 当社は、契約者から要請があったときは、AP等の設置場所の変更等の手続きを受け付けます。なお、この場合のAP等は契約者が移転先に持参し、設置することとします。
- 2 設置場所変更に伴い、契約者が所有または専有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合の費用は契約者が負担するものとします。

#### 第15条（利用契約の解除）

- 1 契約者は、本サービスを解除しようとするときは、解約希望日を含む暦月の前月までにあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当社は本サービスの契約者が申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申し出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。
- 2 前項の規定により、契約者が本契約を解約しようとするときは、契約者は、当社に帰するAP等の資産等を当社へ返却いただきます。この場合、AP等の撤去は契約者が自らの費用と責任において実施するものとし、当社に対して原状回復にかかる費用を求めないこととします。なお、撤去後のAP等は契約者の費用と責任において当社の指定する場所に返却するものとします。ただし、本サービスのうち、別表1（月額利用料）に定める買取プラン指定の契約者の場合は、この限りではありません。

#### 第16条（利用契約の取消）

契約者は、本サービスの申込みを取消しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当社に当該申し出が到達する日が、当社が本サービスを利用するためのAPを発送した日から利用開始日の前日までの日付である場合には、当社が定める期日までに、別表3（途中解約料）に規定する額を支払っていただきます。ただし、本サービスのうち、別表1（月額利用料）に定める買取プラン指定の契約者の場合は、当社が定める期日までに、別表

2（初期費用）に規定する額を支払っていただきます。

#### 第17条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - （2）本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、契約者が当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

#### 第18条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 当社は、第17条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
- 2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの契約を解除することができるものとします。なお、本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれがあるときは、この限りではありません。
  - （1）契約者がBBIQの契約を解除したとき
  - （2）本規約に違反したとき
  - （3）申込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障をおよぼすと当社が判断したとき
  - （4）契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
  - （5）契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
  - （6）契約者と連絡がとれず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
  - （7）契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき

(8) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

- 3 前項の規定により、当社が本契約を解除しようとするときは、契約者は、当社に帰するA P等の資産等を当社へ返却いただきます。この場合、A P等の撤去は契約者が自らの費用と責任において実施するものとし、当社に対して原状回復にかかる費用を求めないこととします。なお、撤去後のA P等は契約者の費用と責任において当社の指定する場所に返却するものとし、ただし、本サービスのうち、別表1（月額利用料）に定める買取プラン指定の契約者の場合は、この限りではありません。

#### 第19条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的として利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることができないこととします。

#### 第20条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等および本サービス提供のために使用する一切の物品等に関する著作権および特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社またはW i 2に帰属するものとし、
- 2 契約者は、前項の物品等を以下の通り取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
  - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
  - (4) 当社またはW i 2が表示した著作権表示等を削除または変更しないこと

#### 第21条（本サービスの提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの契約を解除する場合は、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。た

だし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第22条（料金）

- 1 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、本サービスの利用契約の解除日を含む暦月までの期間（利用開始日を含む暦月と、利用契約の解除日を含む暦月が同一の月である場合は、1か月間とします）について、別表1（月額利用料）に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 当社は、原則として、前項の1の本サービスの契約に限り、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して1か月間、別表1（月額利用料）に定める月額利用料に0円を適用します。なお、別段の定めがある場合はその定めるところによります。
- 3 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月の翌月に、別表2（初期費用）に定める初期費用を支払うものとします。
- 4 利用料金については日割しません。

#### 第23条（料金の支払い）

契約者は、第22条（料金）に規定する料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

#### 第24条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第25条（消費税相当の額の加算）

第22条（料金）の規定等により別表1（月額利用料）、別表2（初期費用）および別表3（途中解約料）に定める料金支払いを要するものとされている額は、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払いを要するものとされている額と別表1（月額利用料）、別表2（初期費用）および別表3（途中解約料）に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

#### 第26条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を

経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌月から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第27条（免責事項）

- 1 当社またはW i 2は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびクラウドの仕様を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社またはW i 2は、オペレーターの説明に基づいて契約者が実施した作業および実施内容について保証するものではありません。
- 5 当社またはW i 2は、オペレーターの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレーターが遠隔で実施した作業および実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社またはW i 2にいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社またはW i 2は、第15条（利用契約の解除）、第16条（利用契約の取消）、第17条（利用停止）、第18条（当社が行う利用契約の解除）、第21条（本サービスの提供の終了）の規定により本サービスの利用停止、ならびに本サービスの終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社またはW i 2は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システ

ムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

- 9 当社またはW i 2は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときはW i - F iサポートセンター受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社またはW i 2は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、A P等に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社またはW i 2は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

## 第28条 (契約者の義務)

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
  - (1) A P等がインターネットに接続できる環境であること。
  - (2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- 2 前項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社、W i 2または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
  - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
  - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社、W i 2または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 当社またはW i 2の設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8) 本サービスおよびその他当社またはW i 2の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
  - (9) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社またはW i 2もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社またはW i 2もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (10) 司法機関等公的機関から法令に基づき開示要請がある場合、個

人情報の開示に同意すること。

- (1 1) 本サービスに利用するパスワード（暗号化キー）、別表 4（提供機能・オペレーターによる受付およびサポート）で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
  - (1 2) AP等を当社が貸与した場合には、第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供しまたは使用させないこと。
  - (1 3) AP等を善良な管理者の注意をもって使用および保管すること。
  - (1 4) AP等に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
  - (1 5) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。
- 3 契約者は、前項の規定に違反して AP等を亡失または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

#### 第 29 条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社および契約者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
- 2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある契約者との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響をおよぼさないものとします。

#### 第 30 条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に関する紛争については、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 31 条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

【別表 1 (月額利用料)】

区分	プラン名称	項目	単位	月額料金
B B I Q オフ イス W i - F i	買取プラン	保守料	1 の契 約 ご と に	1, 5 0 0 円 (税込額 1, 6 5 0 円)
	レンタルプ ラン	W i - F i 5 基本料	1 の契 約 ご と に	2, 5 0 0 円 (税込額 2, 7 5 0 円)
	レンタルプ ラン	W i - F i 6 基本料	1 の契 約 ご と に	3, 6 0 0 円 (税込額 3, 9 6 0 円)

【別表 2 (初期費用)】

区分	プラン名称	項目	単位	料金額	
B B I Q オ フ イ ス W i - F i	2024年 2月16日 以降に契約 申込みがあ ったもの	買取プラン	W i - F i 5	1 の契 約 ご と に	3 2, 5 0 0 円 (税込額 3 5, 7 5 0 円)
	買取プラン	W i - F i 6	1 の契 約 ご と に	6 0, 0 0 0 円 (税込額 6 6, 0 0 0 円)	
	レンタルプ ラン	W i - F i 5	1 の契 約 ご と に	3, 0 0 0 円 (税込額 3, 3 0 0 円)	
	レンタルプ ラン	W i - F i 6	1 の契 約 ご と に	3, 0 0 0 円 (税込額 3, 3 0 0 円)	
	買取プラン	A C ア ダプタ	1 の契 約 ご と に	2, 2 5 0 円 (税込額 2, 4 7 5 円)	
	買取プラン	マウン トブラ ケット	1 の契 約 ご と に	6, 0 5 0 円 (税込額 5, 5 0 0 円)	
	レンタルプ ラン	マウン トブラ ケット	1 の契 約 ご と に	6, 0 5 0 円 (税込額 5, 5 0 0 円)	
	買取プラン	固定 I P アド レス 設 定	1 の契 約 ご と に	1 台目 : 1 2, 5 0 0 円 (税込額 1 3, 7 5 0 円) 2 台目以降 : 2, 5 0 0 円 (税込額 2, 7 5 0 円)	
	レンタルプ	固定 I	1 の契 約	1 台目 : 1 2, 5 0 0 円	

		ラン	P アド レス 設 定	ごとに	(税込額 13,750円) 2台目以降: 2,500円 (税込額 2,750円)
2024年 2月15日 以前に契約 申込みがあ ったもの	買取プラン	Wi-Fi 5	1の契約 ごとに	32,500円 (税込額 35,750円)	
	買取プラン	Wi-Fi 6	1の契約 ごとに	60,000円 (税込額 66,000円)	
	レンタルプ ラン	Wi-Fi 5	1の契約 ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)	
	レンタルプ ラン	Wi-Fi 6	1の契約 ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)	
	買取プラン	ACア ダプタ	1の契約 ごとに	2,250円 (税込額 2,475円)	
	買取プラン	マウン トブラ ケット	1の契約 ごとに	4,500円 (税込額 4,950円)	
	レンタルプ ラン	マウン トブラ ケット	1の契約 ごとに	4,500円 (税込額 4,950円)	
備考					
1 買取プランACアダプタ、買取プランマウントブラケット、レンタルプランマウントブラケット、買取プラン固定IPアドレス設定、レンタルプラン固定IPアドレス設定はいずれも契約者の任意で申込可否を選択できます。申込まないプランの費用は発生いたしません。					

【別表3 (途中解約料)】

項目	費用 (1の契約ごとに)
途中解約料	第10条 (最低利用期間) で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間に満たない月数に月額利用料を乗じた額を一括でお支払いいただきます。

【別表4（提供機能・オペレーターによる受付およびサポート）】

1 提供する機能

本サービスで提供する本サービスの基本機能

提供機能	内容
クラウド型Wi-Fi	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax規格に対応したWi-Fi</li> <li>※ 当社と契約者間の協議によりacあるいはaxまでの提供となります</li> </ul>
マルチSSID	1台あたり最大8個（ゲストユーザー向けSSID含む）まで設定できる
ゲスト向けインターネット接続（ブラウザ認証）	来訪者向けに社内システムのアクセスを遮断したWi-Fiインターネットを提供
通信帯域設定	SSID毎、または、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
端末接続数設定	周波数帯あたりの接続できる端末数を設定
MACアドレス認証	モバイル端末のMACアドレスによる認証
接続ユーザー認証	指定したSSIDにあらかじめ登録したIDとパスワードを入力した端末のみにWi-Fiの接続を限定
帯域幅の指定	帯の帯域幅を「20MHz」「40MHz」「80MHz」に指定することが可能
固定IPアドレス設定	APのWAN側に固定IPアドレスを設定することが可能
VLAN設定	SSIDごとにVLANのtagを付けることが可能
SSIDの表示機能	ステルス（非表示）にすることが可能
電波のスケジュール設定	電波オン・オフのスケジュールを設定
APの初期設定	APの初期設定を当社またはWi2が事前に設定
カスタマーサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約者からの問い合わせについて、利用者の端末のWi-Fi設定など、利用方法に関するサポート</li> <li>・ AP等故障時は、迅速に交換用のAPを宅配</li> </ul>

## 2 サポート範囲

各サポートの対応時間は09:00~19:00とし、契約者からの問合せは、Wi2のWi-Fiサポートセンターで受け付けます。

## 2 サポートを提供するにあたり取得する情報

当社およびWi2は、以下の情報を取得します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向けWi-Fiインターネットに接続する来訪者情報についても取得します。

- (1) 利用端末のMACアドレス、機種情報、OSの種別、ブラウザの種類
- (2) 利用端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

### 附則

(実施期日)

本規約は、2023年3月30日から実施します。

### 附則

(実施期日)

本規約は、2024年2月16日から実施します。